

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第5項による維持管理に関する計画、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5による一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準により、焼却施設の維持管理は次のように計画します。

1	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合します。
2	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量供給装置により、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入します。
3	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保ちます。
4	焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却します。
5	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
6	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等より、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
7	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
8	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却します。
9	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
10	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
11	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm（O ₂ 12%換算）以下となるようにごみを焼却します。
12	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
13	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を0.1ngTEQ/m ³ N以下となるようにごみを焼却します。
14	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙濃度（ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素）を六月に一回以上測定し、かつ、記録します。
15	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
16	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留します。

※ 燃焼室中の燃焼ガスの温度・集じん器に流入する燃焼ガスの温度・煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定記録については寒河江地区クリーンセンターで閲覧できます。

維持管理目標値

排ガス中の 一酸化炭素 濃度 (O ₂ 12%換算)	排ガス中の ダイオキシン類 濃度 (O ₂ 12%換算)	ばい煙濃度 (O ₂ 12%換算)			
		ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素
ppm	ngTEQ/m ³ N	g/m ³ N	ppm	ppm	ppm
100	0.1	0.01	150	30	100
以下	以下	以下	以下	以下	以下

排水：無放流

※ 維持管理目標値とは、一般廃棄物処理施設設置届出書に記載した計画値です。